**補助金を申請される皆様へ**

公益財団法人　東京観光財団

　（公財）東京観光財団（以下、当財団といいます。）で交付している補助金の交付を申請する方、受給される方は、各補助金の「交付要綱」をよくご確認の上、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

|  |
| --- |
| ①　補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。  ②　偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当財団として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。  　　なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。  ③　上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。  ④　補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。（各補助金の要綱にて、申請期間につき、特段の規定を設け、例外的に認められる規定がある場合を除きます。）  ⑤　補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について当財団理事長の承認を受けなければなりません。  なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。 |